

最低賃金 11年ぶりの「据え置き」

2020年度の最低賃金(最賃)は、事実上の「据え置き」となりました。7月下旬、厚生労働省の中央最低賃金審議会・小委員会が「目安を示すのは困難、現行水準の維持が適当」と結論づけました。目安額を示すことができなかつたのはリーマン・ショック後の09年度以来、11年ぶり。新型コロナウイルスの感染拡大による経済情勢の悪化を考慮し、雇用維持を優先した格好です。その後、都道府県労働局の各審議会で現状維持、または1～2円の引き上げがあり、10月から順次適用されます。

6月下旬から始まった今年度の最賃審議は、労使が一步も引かぬ激しい攻防を展開。ヤマ場となる7月20日の小委員会は、足掛け3日にわたる異例の“長時間審議”を繰り広げましたが一致点を見いだせず、22日に有識者からなる公益委員が最終裁定に踏み切りました。公益委員は、宣言解除後も新型コロナの感染者数が増加しており、経済や雇用への影響が予断を許さないとして「目安額を示すのは困難。現行水準の維持が適当」との見解を示しました。引き上げを巡って経営者側は、「新型コロナの直撃で足元の経済指標は最悪の状況」として凍結を要求。これに対し、労働者側は「経済再生に向けて内需喚起が不可欠」と引き上げを求めて譲らず、真っ向から意見が対立していました。政府が「早期の時給1000円達成」を目指し、16年度から4年連続で年率3%程度の大幅引き上げを実現してきた背景もあり、最終的に数円単位の引き上げで決着するのではないかという観測もありました。

しかし、この4年間において「安倍政権からの指示」(経団連幹部)をのまされて来た経営者側の反発は強く、終盤には労使の仲介役・行司役を担う公益委員が水面下で経営者側に妥協点提示を繰り返すも、すべて突っぱねられました。議論の状況を踏まえつつ、公益委員の提示案を書く厚労省幹部は「今年は振り付け(シナリオ)が描けない」と吐露。最終的に「凍結」を主張していた経営者側に軍配が上がりました。労働者側を率いる連合は、「引き上げ額の目安が示されなかつたことは極めて遺憾」との事務局長談話を出しましたが、世論は「企業が厳しい状況だから仕方ない」「上げる判断材料がない」「コロナだから」との声が多数で、「現状維持」の報告書を真っ向批判する動きは見られません。